#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法一〇三〕損害保険金請求権の消滅時効起算点(昭和四二年九月 二七日判決)
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichirō) 商法研究会( Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1971
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.44, No.6 (1971. 6) ,p.106- 109
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19710615-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

# 〔商法 一〇三〕 損害保険金請求権の消滅時効起算点

下級民集一八巻九・一○号九五六頁/昭和四二年九月二七日判決 東京地方昭四○⑦第四六三八号

損害保険金支払請求権の消滅時効の起算点

〔判示事項〕

### 〔参照条文〕

商法六六三条、民法一六六条

#### 「声尾」

X(原告)は、自己の所有する原料を訴外A会社に引き渡し、A会社に対しすでに引き渡し済みの原料の返還を請求したが、Aはこれとので、同六日XとAとの右委託加工契約は合意解除され、Xは日本件損害保険契約を締結した。その契約内容は、原料および製間に本件損害保険契約を締結した。その契約内容は、原料および製ける火災、落雷、盗難、抜荷またはノン・デリバリーを保険事故とける火災、落雷、盗難、抜荷またはノン・デリバリーを保険事故とける火災、落雷、盗難、抜荷またはノン・デリバリーを保険事故とける火災、落雷、盗難、抜荷またはノン・デリバリーを保険会社との性に本でのである。ところで、昭和三八年五月五日頃、A会社に引き渡し、A会社で対しすでに引き渡し済みの原料の返還を請求したが、AはこれAに対しすでに引き渡し済みの原料の返還を請求したが、Aはこれを返還することができなかつた。

そこで、XはY保険会社に対し、同年六月二五日に保険金の支払を請求したが、Yは損害の発生が不明であるとしてこれに応ぜず、を請求したが、Yは損害の発生が不明であるとしてこれに応ぜず、を請求したが、Yは損害の発生が不明であるとしてこれに応ぜず、を請求したが、Yは損害の発生が不明であるとしてこれに応ぜず、を請求したが、Yは其害の発生が不明であるとしてこれに応ぜず、を請求したが、Yは其害の発生が不明であるとしてこれに応ぜず、を請求したが、Yは其害の発生が不明であるとしてこれに応じず、

は所定の請求手続をなし、これに対し保険会社が損害の有無及び範に所定の請求手続をなし、これに対し保険金支払義務がすでに消滅している所定の二年の短期時効により保険金支払義務がすでに消滅している所定の二年の短期時効により保険金支払義務がすでに消滅しているがよれを運送事故たる「不着」に限定して解すべき旨主張する。まはこれを運送事故たる「不着」に限定して解すべき旨主張する。まはこれを運送事故たる「不着」に限定して解すべき旨主張する。まはこれを運送事故たる「不着」に限定して解すべき目主張する。また、後者については、Xは、「保険事故が発生した場合、被保険会社が損害の有無及び範に対している。

経過した後から消滅時効が進行するものといわなければならない」のでは、なくとも右支払請求後保険金額が確定し得べき一定の期またはすくなくとも右支払請求後保険金額が確定し得べき一定の期間を調査した後にはじめて支払保険金額が確定され、具体的な保険囲を調査した後にはじめて支払保険金額が確定され、具体的な保険

## 〔判旨〕 X敗訴

旨主張した。

すると、かりに、本件契約条項中のノン・デリバリーの意味すると 前記昭和三八年一二月二四日の被告の回答はX主張のように時効中 たのは遅くとも昭和三八年五月六日であるというのであり、しかも 険契約に因る保険金支払請求権の消滅時効の起算点について、これ よつて消滅したものといわなければならない。もつとも、Xは、保 ころが、X主張のようなものであつたとしても、Xの本訴請求にか 断事由としての債務の承認にあたるとは到底認められないことから というのが通常保険約款に定められているところであるが、右の手 求のあつた日から約款所定の期間を経過した後に保険金を支払う、 約款所定の書類を提出して保険金の支払を請求し、保険者はその請 あること及びその損害額を明らかにするために、保険者の要求する 共に、その蒙つた損害が保険者の負担した危険の発生によるもので 請求する者は、保険者の負担した危険の発生を保険者に通知すると と異なる見解を主張しており、損害保険契約により保検金の支払を かる保険金支払請求権は、昭和四○年五月六日の終了により時効に 「Xの主張自体によると、その主張の保険事故による損害の発生し

> もかく、客観的にはそれのもつ損害塡補という目的からみて、その 続は、損害保険契約において被保険事故発生に伴い生ずる損害塡補 支払請求権の消滅時効は保険事故に因る損害発生の時から進行を始 と解すべきであるから、全く保険金支払請求のない場合及び約款所 定の方式にしたがつた保険金支払請求のあつたときはこの時から一 にすぎないとみるのが相当であり、請求後約款所定の期間を経過し 緒とし約款所定の手続に従つた当事者間の事後的協議に委ねたもの 請のあるところから、その額の算定を、現実の保険金支払請求を端 生じた損害額及び約定保険金額の範囲内においてしかも約定保険金 らないものであるのに拘らず、他方その額の算定については、実際に 額は損害発生時のそれにより、損害発生と同時に支払わなければな のため保険者の支払う保険金は、当事者の主観的立場においてはと 定の方式に従つたそれのない場合には、損害保険契約による保険金 定の期間だけ延期するということを、あらかじめ定めたものである た後に支払うという条項も、前述の本来的履行期を、現実に約款所 額と保険価額との割合をも考慮して定めなければならないという要

## 〔研究〕 結論的賛成。

めると解するのが相当である。」

rance, 1969, p. 20)、本件のような受寄者の返還義務の不履行による活品の不着を意味することはあきらかであり(Ivamy, Marine Insuある。そうだとすれば、そこでいう「ノン・デリバリー」とは、運ある。そうだとすれば、そこでいう「ノン・デリバリー」とは、運ある。そうだとすれば、そこでいう「ノン・デリバリー」とは、運ある。年契約は、被告である外国保険会社と原告との間において、

し、右の点の判断には及ばなかつた。 決は、保険金支払請求権の消滅時効の成否を先決問題と して 判 断損害はこれに含まれないものと解すべきであろう。しかし、本件判

二 わが商法は、保険者の保険金支払義務につき、二年間の短期消離である。

の点をとらえて、それが弁済期の特約であるものと解し、したがつきから二〇日以内に保険金を支払う旨約定されていた。裁判所はここ七六号一九頁。この判決の 事案では、約款上、保険者は 被保険は、大正一四年二月一九日の 大審院民事第一部の 判決が ある (新聞は、大正一四年二月一九日の 大審院民事第一部の 判決が ある (新聞は、大正一四年二月一九日の 大審院民事第一部の 判決が ある (新聞は、大正一四年二月一九日の 大審院民事第一部の 判決が ある (新聞は、大正一四年二月一九日の 大審院民事第一部の 判決が あるものとしては本判決 わが国の判例においては、損害保険に関するものとしては本判決

受取人の請求権はこのときから二年の 時効に かかるものと 判示 ししたときにはじめて保険会社の債務はその弁済期が到来し、保険金て、右約款所定の書類が保険会社の本店に到達した後二〇日を経過

津・日本保険法論二八五頁)、またあるいは、保険事故による損害の発 事故による損害の発生を知つたときを 起算点とするものもあり(粟 生のときを起算点とするものもある(近藤民・損害保険研究二巻三号二 なお、野津・前掲はこの判決をも引用する)、 ある い は、 加入者が保険 海上損害論三八六頁、東控判大正一三年六月二三日新聞二二八三号七頁—— き時から所定の猶予期間経過後を起算点とするものもあり(加藤由 書類の到達の時からではなく、加入者において請求手続をなしらべ る(棚田・前掲)。これに対し、右の判決に反対する見解の中には、請求 保険事故発生時から所定の猶予期間経過後を起算点とするものもあ 所定の猶予期間 (右の大審院の事例では二〇日がこれにあたる) 経過後を 求手続をなさなかつた場合には、約款所定の手続期間の終了時から 棚田・損害保険研究三〇巻三号一一九頁)の 中にも、加入者が 所定の 請 もの(野津・新保険契約法論六二八頁、栗谷・保険学雑誌三八一号五九頁、 八三頁以下、大森・前掲一七六頁以下)。 起算点とするものもあり(栗谷・前掲六三頁)、あるいはその場合には、 学説はきわめて多岐にわたつており、右の大審院判決に賛成する

定めのある債権については、その期限の到来により時効の進行する務の弁済期(期限)の特約と見るか否かの 点にある。けだし、期限の問題の一つの分岐点は、約款所定のいわゆる猶予期間を、保険金債

る事務処理の便宜のための支払延期の約定と解すべきであろう。ととは異論のないところだからである(我妻・新訂民法総則四八五真、ことは異論のないところだからである(我妻・新訂民法総則四八五真、ことは異論のないところだからである(我妻・新訂民法総則四八五真、ことは異論のないところだからである(我妻・新訂民法総則四八五真、ことは異論のないところだからである(我妻・新訂民法総則四八五真、ことは異論のないところだからである(我妻・新訂民法総則四八五真、ことは異論のないところだからである(我妻・新訂民法総則四八五真、ことは異論のないところだからである(我妻・新訂民法総則四八五真、

他・法学研究四四巻三号津田・宮崎・伊藤退職記念一一一頁以下が詳しい)。 体害者 又、其法定代理人为損害 及ヒ加害者ヲ知リタル時」を起算に、一般原則と同じく権利を行使しらるときであり(民法七二四条後段)、三年の 短期消滅時効は、こ れに 対して、被害者対加害者とな、加入者が損害発生を知つた時とする見解は、右の規定を類推すを、加入者が損害発生を知つた時とする見解は、右の規定を類推すな、加入者が損害発生を知つた時とする見解は、右の規定を類推すな、一般原則と同じく権利を行使しらるときであり(民法七二四条後段)、三年の 短期消滅時効は、こ れに 対して、被害者対加害者と核段)、三年の 短期消滅時効は、こ れに 対して、被害者 対加害者とない。 保険金請求権の消滅時効につき 民法 は、不法行為にもとづく損害賠償請求権の消滅時効につき 民法 は、不法行為にもとづく損害賠償請求権の消滅時効につき 民法 は、不法行為にもとづく損害賠償請求権の消滅時効につき 民法 は、不法行為にもとづく損害賠償請求権の消滅時効につき 民法 は、不法行為にもとづく損害賠償請求権の消滅時効につき 民法 は、不法行為にもとづく損害賠償請求権の消滅時効につき、内部に対しい)。

(通説)という民法一六六条一項の原則によるべきものである。旨特に規定しないかぎり、時効の起算点は客観的な権利行使可能時はなく、また形式的にいえば、法が「知リタル時」を起算点とするものであつて、民法七二四条前段の規定をこの場合に類推すべきでものを金債権の消滅時効の制度は、債権の客観的存在の決定に関する

険事故による損害の発生の時と 解すべきで あると 考える。とこ ろ リスト四四八号一二三頁)を受けざるをえない。 この点かえつて判決の論理を混沌とさせているとする批判(林・ジュ とを回避していることになる。けれども、約款上の猶予期間の約定 請求がなされた事案に対する前記の大審院の判決とは、牴触するこ そして、右の文脈からすれば、判決は、そのかぎりにおいて時効の 定の方式に従つた請求のない場合に該当するという趣旨であろう。 行を始めると解するのが相当である」という。本件事案は、 険金支払請求権の消滅時効は保険事故に因る損害発生のときから進 款所定の方式に従つたそれのない場合には、損害保険契約による保 のようであるが、判旨は、「全く保険金支払の請求のない場合及び約 で、本件事案においても約款上いわゆる猶予期間の定めがあるもの かかわらず損害発生時を起算点とする帰結に至るべきものであり、 を単なる履行期の延長とする論旨は、必然的に請求の事実の有無に 起算点を損害発生の時としているのであつて、約款所定の期間内に 以上の考察からして、私は、保険金請求権の時効の起算点は、

(倉沢 康一郎)